

## 教第24号議案

神戸市校区調整審議会に関する規則の一部を改正する規則の件  
神戸市校区調整審議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年8月6日提出

神戸市教育委員会  
教育長 長 田 淳

神戸市校区調整審議会に関する規則の一部を改正する規則

神戸市校区調整審議会に関する規則（昭和36年11月24日教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条第1項中「幹事長を1人，幹事4人」を「幹事」に改め、同条第2項中「幹事長」を「幹事」に、「総括する」を「総括・整理する」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条中第3号から第4号を削り、第4条とする。

第2条中「30人以内」を「10人以内」に改め、第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

第2条 審議会は、神戸市立学校設置条例（昭和39年3月30日条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区の変更等について教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行い、審議会の最終意見を答申するものとする。

附則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

理 由

附属機関及び有識者会議に関する指針（平成25年3月27日市長決定）に基づき、見直しを行い、改正する必要があるため。

現行	改正後（案）
<p>○神戸市校区調整審議会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和36年11月24日 教委規則第9号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和51年 5月13日教委規則第11号 平成 9年11月21日教委規則第 6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第2条の規定に基づき、神戸市校区調整審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>30</u>人以内で組織する。</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p>	<p>○神戸市校区調整審議会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和36年11月24日 教委規則第9号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和51年 5月13日教委規則第11号 平成 9年11月21日教委規則第 6号 <u>平成30年8月6日教委規則第 〇号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第2条の規定に基づき、神戸市校区調整審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2条 審議会は、神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区の変更等について教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行い、審議会の最終意見を答申するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第<u>3</u>条 審議会は、委員<u>10</u>人以内で組織する。</p> <p>第<u>4</u>条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p>

(2) 市民・地域の代表者

(3) 市職員

(4) 市立学校教職員の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行なう。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数で決する。

4 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部外者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(幹事長、幹事及び書記)

(2) 市民・地域の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行なう。

(議事)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数で決する。

4 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部外者の出席)

第8条 会長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(幹事長、幹事及び書記)

第8条 審議会に幹事長1人，幹事4人及び書記若干人を置き，教育長が任命する。

2 幹事長は，審議会の事務を総括する。

3 幹事は，審議会の事務を整理する。

4 書記は，幹事を補佐して審議会の事務に従事する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は，教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか，議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(昭和51年5月13日教委規則第11号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は，平成9年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後，最初に委嘱される委員の任期は，第4条第1項の規

第9条 審議会に幹事及び書記若干人を置き，教育長が任命する。

2 幹事は，審議会の事務を統括・整理する。

3 書記は，幹事を補佐して審議会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は，教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか，議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(昭和51年5月13日教委規則第11号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日教委規則第6号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月6日教委規則第〇号)

(施行期日)

1 この規則は，平成9年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後，最初に委嘱される委員の任期は，第4条第1項の規

定にかかわらず、平成9年11月30日から平成10年8月31日までとする。

定にかかわらず、平成9年11月30日から平成10年8月31日までとする。

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

## 【参考】規則改正の概要

### 1. 審議内容の明記

審議会の役割を明記する。

審議会は、神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区の変更等について教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行い、審議会の最終意見を答申するものとする。
--

〔理由〕 これまで審議内容について記載がなかったため。

### 2. 委員数の見直し

委員数を「30人以内」から「10人以内」に変更する。

旧	新
審議会は、委員 <u>30</u> 人以内で組織する。	審議会は、委員 <u>10</u> 人以内で組織する。

〔理由〕 附属機関及び有識者会議に関する指針（平成25年3月27日市長決定）第14条第2号「委員（臨時委員など必要に応じて臨時的に置く委員を除く。）の数は、20人以内とすること。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。」とあり、実態に合わせ変更を行う。

<校区審議会委員人数の変遷>

	S36年度	S51年度	H7年度	H29年度
委員人数	28人	22人	13人	10人

### 3. 委員の見直し

「市職員」「市立学校教職員の代表者」を委員から外す。

旧	新
(1) 学識経験を有する者 (2) 市民・地域の代表者 (3) <u>市職員</u> (4) <u>市立学校教職員の代表者</u>	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民・地域の代表者

〔理由〕 附属機関及び有識者会議に関する方針（平成25年3月27日市長決定）第5条第6号「市職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと」とあるため。

### 4. 幹事人数の見直し

「幹事長1人、幹事4人及び書記若干人」から「幹事及び書記若干人」に変更。

旧	新
審議会に幹事長1人、幹事4人及び書記若干人を置き、教育長が任命する。	審議会に幹事及び書記若干人を置き、教育長が任命する。
2 幹事長は、審議会の事務を総括する。	2 幹事は、審議会の事務を統括・整理する。
3 幹事は、審議会の事務を整理する。	3 書記は、幹事を補佐して審議会の事務に従事する。
4 書記は、幹事を補佐して審議会の事務に従事する。	

〔理由〕 実態に合わせ、幹事は司会進行役と代行の若干人とする。